

「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」の策定について

令和5年7月
男女共同参画課

1 策定の背景

- 近年、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍でこうした課題が顕在化
- こうした中、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「困難女性支援法」）が成立し、民間団体と協働し、女性の意思を尊重しながら、置かれた状況に応じた、きめ細かで寄り添った支援が求められている。

2 計画の概要

○位置付け

- ・「困難女性支援法」（令和6年4月施行）に基づく、県の施策の実施に関する基本計画（県に策定義務あり）
- ・「山口県男女共同参画基本計画」の部門別計画（次期改定時（R8）に統合予定）

○期間：令和6年度～10年度（5年間）

3 基本的な考え方

困難な問題を抱える女性の自立に向けて、多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、関係機関及び民間団体と協働しながら、本人の意思を尊重し、抱えている問題、心身の状況等に応じた最適な支援を行う。

4 計画の内容（案）

(1) 第1章 計画策定にあたって

計画策定の背景、趣旨等を記載

(2) 第2章 困難な問題を抱える女性を取り巻く現状と課題

(3) 第3章 施策の展開

- ① 支援に関する基本的な考え方
- ② 支援の内容
- ③ 支援の体制
- ④ 教育・啓発の推進

(4) 第4章 計画の推進

計画の推進体制や目標指標について記載

5 策定スケジュール

令和5年	7月	第1回男女共同参画審議会（骨子案）
	9月	県議会環境福祉委員会報告（骨子案）
	11月	第2回男女共同参画審議会（素案） 県議会環境福祉委員会報告（素案）
	12月	パブリックコメント
令和6年	2月	第3回男女共同参画審議会（最終案） 県議会環境福祉委員会報告（最終案）
	3月	策定・公表

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

■ **目的・基本理念**

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ **国・地方公共団体の責務**

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ **教育・啓発**

■ **調査研究の推進**

■ **人材の確保**

■ **民間団体援助**

■ **国の「基本方針」**

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ **都道府県基本計画等**

⇒施策の実施内容

女性相談支援センター
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

- 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
- ⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ **国・自治体による支弁・負担・補助**

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則
(主な規定)
第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分
(主な罰則)
第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分
(主な規定)
第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 収容

第4章 保護更生
(主な規定)
第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

存続

廃止

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景
 - 近年、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破壊など複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍でこうした課題が顕在化
 - こうした中、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、「困難女性支援法」)が成立し、民間団体と協働し、女性の意思を尊重しながら、置かれた状況に応じた、きめ細かで寄り添った支援が求められている。
- 2 策定の趣旨

困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開することにより、支援対象となる女性に対して効果的に機能することを旨とする
- 3 計画の位置づけ
 - 困難女性支援法に基づく、県の施策の実施に関する基本計画
 - 「山口県男女共同参画基本計画」の部門別計画
- 4 計画の期間

令和6年度～令和10年度(5年間)

第2章 困難な問題を抱える女性を

- 1 現状と課題

現在の女性支援体制については、次のイメージ図のとおり。



現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人保護施設はDV被害者保護のため所在地を秘匿⇒入所者のニーズに応じた自立支援(施設からの通勤等)が困難 ・ 男女共同参画相談センターへ精神不調、病氣、生活困窮などの複合化した相談が増加 ・ 行政は広域的・専門的に対応、民間団体は多様な相談に柔軟に対応 ・ 民間団体は資金面・運営面で脆弱 ・ 相談窓口の認知度が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様なニーズに対応できる自立支援施設の設置が必要 ・ 専門家(精神科医、弁護士等)による支援体制づくりが重要 ・ 民間団体の特長を活かした柔軟な支援活動との協働が重要 ・ 民間団体への継続的な支援が必要 ・ 相談窓口の周知と予防啓発が必要

第3章 施策の展開

- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な考え方

困難な問題を抱える女性への自立に向けて、多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、関係機関及び民間団体と協働しながら、本人の意思を尊重し、抱えている問題、心身の状況等に応じた最適な支援を行う。

2 支援の内容

- (1) 相談支援
 - ☐ SNSやメール等、多様な相談機会の提供
 - 【民間団体との協働】
 - ☐ 女性相談支援員の増員、心理職・精神科嘱託医の配置
 - 【男女共同参画相談センターの充実】
 - ☐ 性暴力被害者に産婦人科医療、カウンセリング、精神科医療、法律相談の支援を実施
 - 【男女共同参画相談センターの充実】
- (2)アウトリーチ等による早期の把握
 - ☐ 訪問面談や同行支援の実施【民間団体との協働】
 - ☐ 若年女性を対象とした繁華街等での夜間巡回の実施
 - 【民間団体との協働】
- (3)居場所の提供
 - ☐ 自身の気持ちや悩みを話し交流する相談カフェの実施
 - 【民間団体との協働】
- (4)一時保護
 - ☐ 多様な一時保護委託先(民間シェルター、母子生活支援施設等)の確保【男女共同参画相談センターの充実】
- (5)被害回復支援
- (6)同伴児童等への支援

- (7) 自立支援
 - ☐ ステップハウス(自立に向けた準備をする施設)の運営
 - 【民間団体との協働】
- (8)アフターケア
- 3 支援の体制
 - (1)山口県男女共同参画相談センター(女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター)
 - (2)女性相談支援センター及び女性自立支援施設
 - (3)市町との連携体制
 - (4)警察との連携体制
 - (5)関係機関との連携体制
 - (6)民間団体との連携体制
 - ☐ 民間団体との協働、先進的な取組への支援
 - (7)☐ 支援調整会議の設置
- 4 教育・啓発等の推進
 - (1)教育・啓発の推進
 - (2)人材育成・研修、調査研究等の推進

第4章 計画の推進

- 1 推進体制

市町、警察、関係機関及び民間団体との緊密な連携により計画を推進
- 2 進行管理
 - (1)目標指標(主なもの)
 - 女性相談支援員を設置している市町数
 - 【10市(現状値)→19市町(R10)】
 - 県男女共同参画相談センターの認知度
 - 【23.9%(現状値)→増加させる(R10)】
 - やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」の認知度
 - 【6.7%(現状値)→増加させる(R10)】
 - DV被害について、どこ(だれ)にも相談していない割合
 - 【54.2%(現状値)→減少させる(R10)】
 - 性暴力被害について、どこ(だれ)にも相談していない割合
 - 【56.1%(現状値)→減少させる(R10)】
- (2)取組状況の公表

毎年度、山口県男女共同参画推進条例に基づき作成する男女共同参画白書において、取組状況を公表

**山口県 困難な問題を抱える女性への支援
のための施策の実施に関する基本的な計画**

(骨子案)

第1章 計画策定にあたって

1 背景

- 県では、昭和32(1957)年の売春防止法施行以降、婦人相談所及び婦人保護施設を設置し、婦人保護事業に取り組んできました。
- 平成4(1992)年には、婦人保護事業の対象者に、家庭関係の破綻、生活困窮、性被害等社会生活を営む上で困難な問題を有している者が追加されました。
- 平成12(2000)年には、男女共同参画推進条例が制定され、平成14(2002)年には、男女共同参画の取組を総合的、計画的に推進するため「山口県男女共同参画推進計画」を策定しました。
- 平成13(2001)年には、性別による差別的取扱いやその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する相談等に適切に対応するため、山口県男女共同参画相談センターを設置しました。
- 県男女共同参画相談センターでは、婦人相談所を運営するとともに、平成14(2002)年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が全面施行されたことを受け、配偶者暴力相談支援センターの機能を持つこととなりました。
- また、平成29(2017)年には、やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」を開設し、24時間365日電話相談を受け付ける「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」として、性暴力被害者の支援に取り組んでいます。
- このように、本県では、県男女共同参画相談センターを中核として、夫婦や家庭の問題、配偶者や交際相手等からの暴力、性暴力被害、ストーカー被害などに対応してきました。
- 女性が直面するこれらの問題は、複雑化、多様化、複合化しており、これまで以上に、相談から保護・自立支援までの専門的な支援を包括的に提供するとともに、県、市町、関係機関、民間団体が連携、協働した、早期かつ切れ目のない支援が必要になってきました。

2 策定の趣旨

- 令和4(2022)年5月19日に、女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)(以下、「困難女性支援法」という。)が成立しました。
- また、令和5(2023)年3月29日には、困難女性支援法に基づき「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」(令和5年3月29日厚生労働省告示第111号)(以下、「基本方針」という。)が定められました。

- この計画は、法や基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定するものです。

3 計画の位置づけ

- この計画は、困難女性支援法に基づく、困難な問題を抱える女性の支援に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本計画であり、本県における具体的施策を示したものです。
- また、「山口県男女共同参画基本計画」の部門別の計画として位置付けています。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和6（2024）年から令和10（2028）年度までの5年間とします。

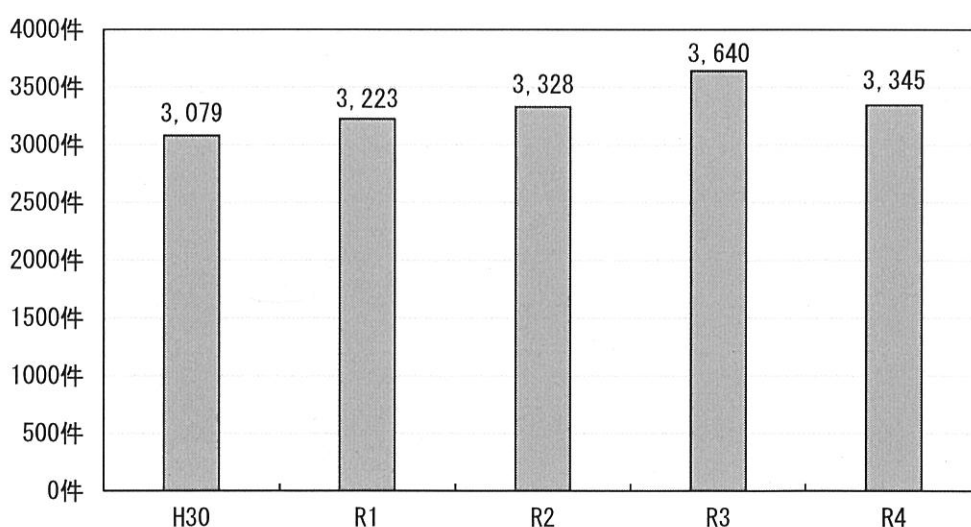
第2章 困難な問題を抱える女性を取り巻く現状と課題

1 現状

（1）婦人保護事業について

- 県男女共同参画相談センターでは、夫婦や家庭の問題、配偶者等からの暴力、性暴力被害など、様々な内容の相談を受け、関係機関と連携して対応に当たっています。
- 平成30（2018）年度以降の相談件数はいずれも年間3,000件を超えており、高止まりしている状況です。

《県男女共同参画相談センターにおける全相談件数の推移》



【資料】県男女共同参画課調べ

- 相談内容は、精神的問題のほか、配偶者関係の問題や、親族など家庭内での悩みに関するものが多い傾向です。このうち、92%が女性からの相談によるものです。

《県男女共同参画相談センターにおける相談内容別の件数》

相談内容		年度		
		R2	R3	R4
人間関係	配偶者関係	444	495	440
	子ども関係	26	40	42
	親族関係	58	69	55
	交際相手関係	50	27	23
	男女関係	32	29	20
	ストーカー被害	6	9	5
	家庭不和	57	20	42
	その他	405	322	368
経済関係	生活困窮	2	4	1
	サラ金・借金	1	0	1
	求職	1	5	4
	その他	7	4	2
医療関係	病気	12	8	13
	精神的問題	1,714	1,595	1,343
	妊娠・出産	3	1	2
	その他	5	5	3
その他		505	744	816
計		3,328	3,640	3,345

【資料】県男女共同参画課調べ

- 一時保護件数は、令和4年度は19件と前年よりも増加しましたが、近年減少傾向です。被保護者のほとんどは、DV被害者とその同伴児となっています。

《県男女共同参画相談センターによる一時保護件数の被保護者数》

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
被保護者数	23 (23)	25 (25)	22 (31)	15 (26)	21 (25)	13 (10)	11 (16)	14 (9)	13 (12)	19 (28)
うちDV被害者数	16 (18)	21 (24)	19 (28)	15 (26)	19 (25)	12 (9)	9 (10)	11 (9)	11 (12)	17 (28)

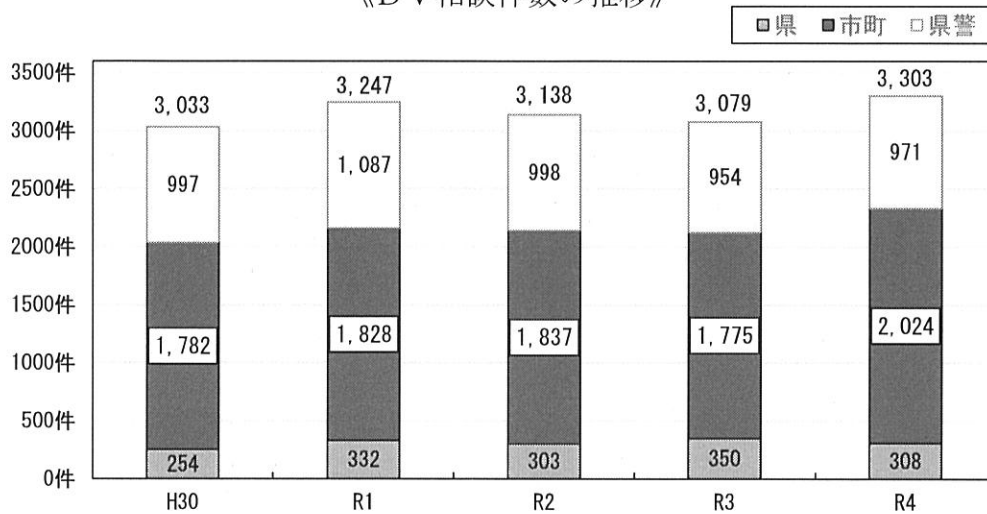
* ()内は同伴児者数

【資料】県男女共同参画課調べ

(2) DV対策について

- 配偶者暴力相談支援センターである県男女共同参画相談センターを中核として、警察、市町、関係機関・団体等が連携して、相談、保護、自立支援に取り組んでいるところです。
- 県男女共同参画相談センターや、市町における相談窓口、県警察本部（各警察署受付分含む）で受け付けたDVの相談件数の合計は、年間3,000件を超える状況が続いています。

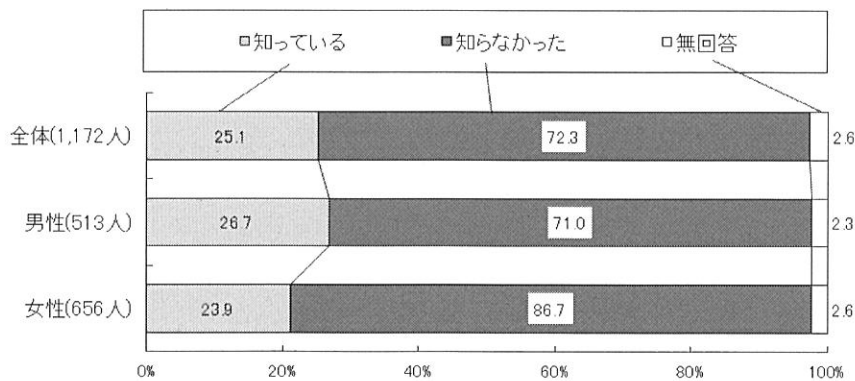
《DV相談件数の推移》



【資料】県男女共同参画課調べ

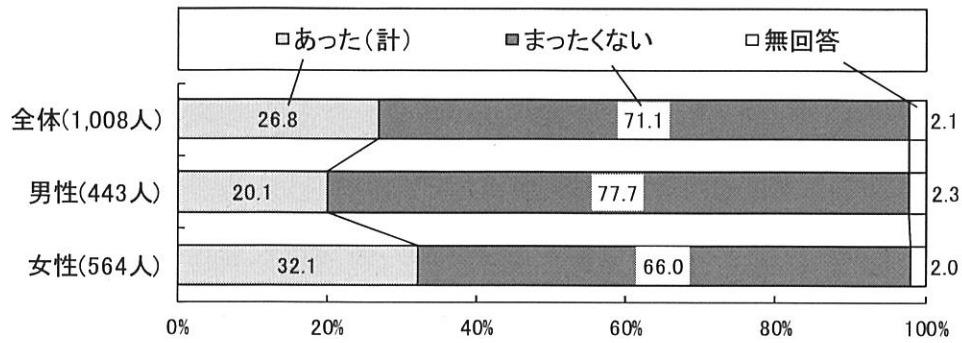
- 令和元（2019）年度の県「男女間における暴力に関する調査」によると、県男女共同参画相談センターの認知度は、女性では23.9%となっています。
- さらに、女性の約3人に1人が配偶者からの暴力の被害経験があり、その被害について、54.2%がどこ（だれ）にも相談していません。

《県男女共同参画相談センターを認知している人の割合》

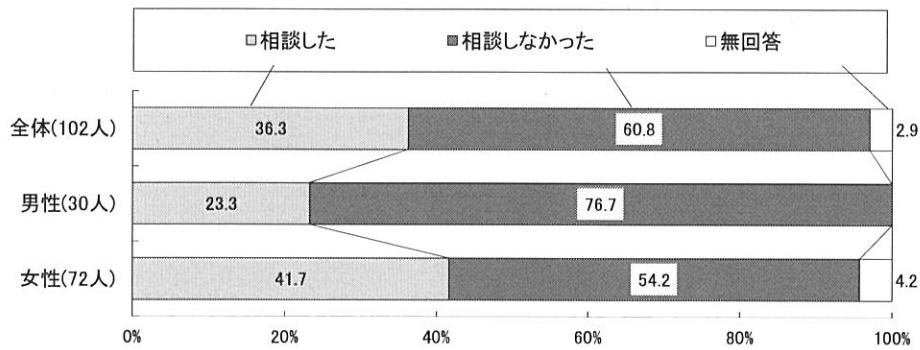


【資料】県「男女間における暴力に関する調査」

《配偶者からの暴力の被害経験の有無》



《配偶者からの暴力の相談の有無》

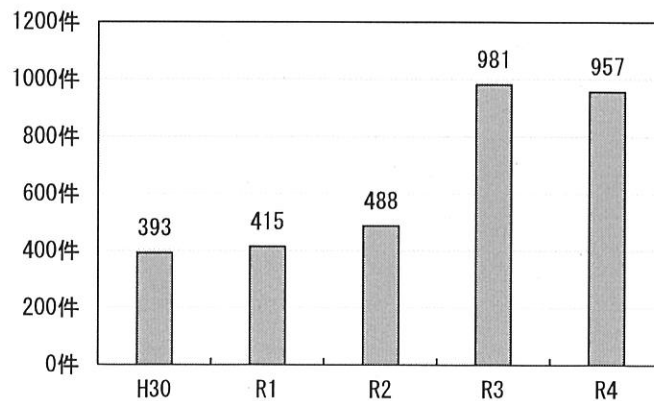


【資料】県「男女間における暴力に関する調査」

(3) 性犯罪・性暴力対策について

- 平成 29 (2017) 年 1 月、やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」を県男女共同参画相談センターに開設し、24 時間 365 日の運用体制により性暴力被害者への支援を行っています
- 「あさがお」で受け付けた相談件数は、令和 3 年度に急増し、高止まりしている状況です。このうち 95.5%が女性からによる相談です。

《性暴力相談ダイヤル「あさがお」の相談件数》



【資料】県男女共同参画課調べ

- 相談内容は、強姦性交、強姦わいせつ、過去の性暴力に関する相談が多く、年代は10代から30代が多い傾向です。

《性暴力・性犯罪被害における相談内容別の件数》

	強姦性交	強姦わいせつ	性的虐待	DV (デートDV含む)	過去の性暴力	その他・不明	合計
R 4	309	131	3	45	279	190	957
R 3	180	198	3	9	501	90	981

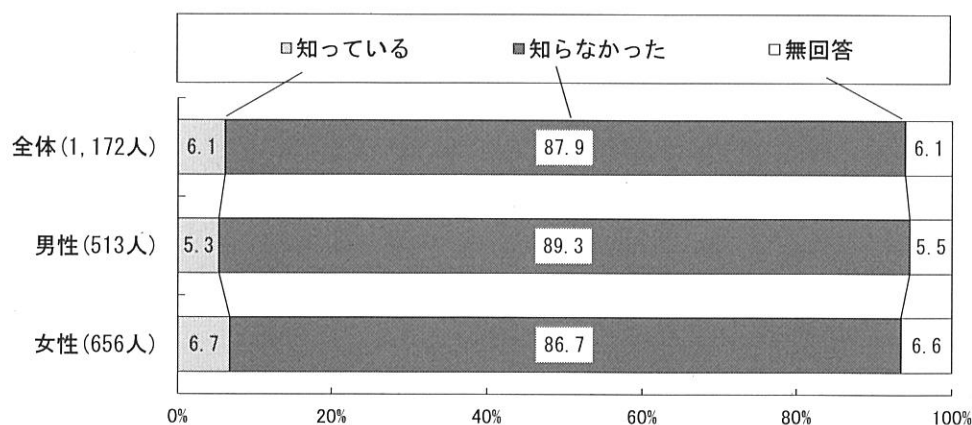
《性暴力・性犯罪被害における年代別の件数》

年代	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	不明	合計
R 4	145	330	174	45	94	63	106	957
R 3	275	74	406	22	62	66	76	981

【資料】 県男女共同参画課調べ

- 令和元（2019）年度の県「男女間における暴力に関する調査」によると、やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」の認知度は、女性では6.7%となっています。さらに、女性の約4人に1人は性暴力の被害経験があり、その被害について、56.1%がどこ（だれ）にも相談していません。

《やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」の認知度》

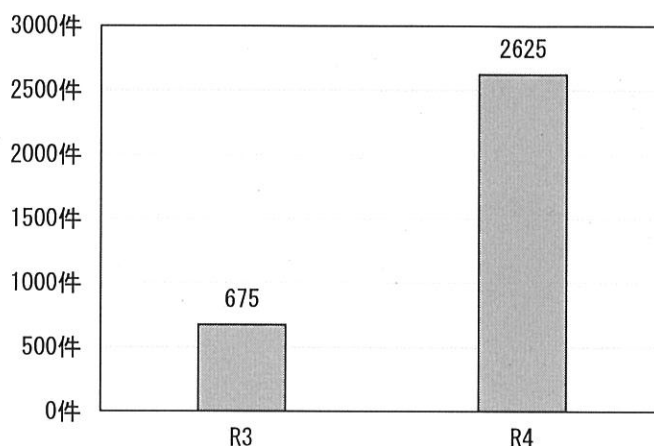


【資料】 県「男女間における暴力に関する調査」

(4) コロナ禍の女性支援について（つながりサポート事業）

- 新型コロナウイルスの影響が長期化する中、経済困窮や人間関係、孤独・孤立など、様々な困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるよう、令和3年8月から民間団体の知見やノウハウを活用し、女性に寄り添ったきめ細かな支援に取り組んでいます。
- SNSや電話等による相談に加え、訪問面接や同行支援等のアウトリーチ型支援にも取り組んでおり、困難な問題を抱える女性からの、様々な相談に対応しています。

《つながりサポート事業における相談件数（年度別）》



《つながりサポート事業における相談件数（相談形態及び年代別）》

○令和4年度

	電話 相談	メール 相談	SNS 相談	訪問 面接	同行 支援	カウンセリ ング	計
10代	1	0	0	0	0	0	1
20代	1,191	93	64	8	5	0	1,361
30代	195	92	6	16	0	0	309
40代	258	2	11	12	2	0	285
50代	233	151	4	7	0	0	395
60代以上	67	7	5	2	0	0	81
不明	140	45	6	2	0	0	193
合計	2,085	390	96	47	7	0	2,625

- 令和3(2021)年8月から相談受付を開始し、相談件数は増加しています。
- 相談者の年代は20代が最も多く、相談形態は電話、メール、SNSの順となっています。

《つながりサポート事業における相談件数（相談内容及び年代別）》

○令和4年度

	人間 関係	金銭 問題	病気	労働 関係	子育て	学校 関係	LGBT ・性 問題	外国人 問題	高齢者 問題	障がい 者問題	DV	心の 問題	その 他	計
10代	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
20代	281	25	299	79	7	15	0	0	0	0	16	1,049	135	1,940
30代	143	7	54	22	53	8	0	0	1	1	25	119	44	487
40代	99	32	60	68	51	33	0	0	3	2	22	87	70	528
50代	191	100	74	112	21	5	0	0	7	2	18	140	65	736
60代～	43	6	15	4	1	0	0	0	4	0	14	30	23	141
不明	61	21	33	12	33	11	0	0	6	0	22	50	54	305
計	818	192	535	297	166	72	0	0	21	5	117	1,475	392	4,139

※内容種別は相談1件につき、複数選択可としている

【資料】県男女共同参画課調べ

○相談内容は、心の問題、人間関係、病気の順となっています。

(5) 民間団体の取組について

《民間団体の取組実績》

	R2	R3	R4
電話相談	580件	406件	380件
SNS相談	31件	68件	22件
面接相談	29人(113回)	32人(114回)	24人(104回)
同行支援	12人	12人	13人
一時保護	29人(19家族)	45人(22家族)	44人(25家族)

【資料】県男女共同参画課調べ

○民間団体は、困難な問題を抱える女性の多様な相談等に柔軟に対応しています。

2 課題

前節の婦人保護事業等の「現状」や県男女共同参画相談センター及び民間団体に対するヒアリングを踏まえ、次のとおり課題を整理しました。

(1) 多様なニーズに対応できる支援体制の構築

- 本県の婦人相談所の一時保護所と婦人保護施設は併設しており、DV被害者の安全確保のため、所在地を秘匿しています。このため、入所者の多様なニーズに応じた自立支援が困難な状況となっています。居所等の秘匿の必要性が薄く、むしろ通勤や通学など社会とのつながりを維持することが重要である女性にも適切な支援を提供できるよう対応策を講じる必要があります。
- 困難な問題を抱える女性が同伴する子どもへの対応として、児童相談所との連携体制の強化を図る必要性があります。

(2) 専門家によるバックアップ体制の構築

- 男女共同参画相談センターへは、精神の不調や生活困窮など複合的な問題を抱えているDV被害者や性暴力被害者等からの相談が多く寄せられており、個々の状況に応じた適切な支援を行うため、精神科医や弁護士など専門家のバックアップ体制が必要です。
- 性暴力被害の影響は、トラウマとなることや、生活面も含め中長期にわたることもあり、過去の性被害に関する相談も多く寄せられています。被害からの早期回復のため、精神科医療につなぐ支援が必要です。

(3) 民間団体との協働について

- 行政は広域的・専門的な支援を行う一方で、民間団体は電話だけでなく、SNS、アウトリーチなど様々な手段により、多様な相談に対応しています。このため、こうした民間団体の特長を活かした、柔軟な支援活動との協働が必要です。
- 民間団体は、資金等の面での困難や脆弱さを抱えており、支援が必要です。

(4) 相談窓口の周知と予防啓発について

- 相談窓口の認知度が低いため、窓口の周知を図る必要があります。
- DVや性暴力の被害経験があると回答した女性の55%が被害をどこ(だれ)にも相談していません。相談窓口の周知を図り、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて被害の潜在化を防ぐ必要があります。
- 若年女性は、生活基盤が弱く、性被害にも遭いやすい傾向があり、また、18歳以上の場合は児童相談所の支援の対象外であることから相談窓口につなぐ必要があります。
- 近年、SNSなどのインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これらを経由した暴力などが問題となっていることから、若年層に向けた予防啓発を推進する必要があります。

第3章 施策の展開

1 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な考え方

困難な問題を抱える女性の自立に向けて、多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、関係機関及び民間団体と協働しながら、本人の意思を尊重し、抱えている問題、心身の状況等に応じた最適な支援を行う。

2 支援の内容

(1) 相談支援

- 困難な問題を抱える女性に対し、県男女共同参画相談センターを中核として、女性相談支援員による電話及び面接相談を実施します。
- 相談者の希望に応じて、弁護士、医師、公認心理師・臨床心理士、心理職、精神科嘱託医による専門相談を実施します。
- 民間団体と協働し、SNSやメールの活用など多様な形態での相談支援を実施します。
- DV被害者の緊急用として、フリーダイヤル（DVホットライン）を県男女共同参画相談センターに設置します。
- 性暴力の被害者支援として、24時間365日の運用体制による「やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお」を県男女共同参画相談センターに設置します。
- 性暴力被害者に対し、被害直後から産婦人科医療、カウンセリング、精神科医療、法律相談の支援を実施します。
- 性暴力被害者に対する支援として、性暴力被害に係る証拠物の採取・保管を行います。

(2) アウトリーチ支援

- 困難な問題を抱える女性が希望する場所での訪問面談や関係機関への同行支援を実施します。
- 民間団体と協働し、若年女性を対象とした繁華街等での夜間巡回を実施するなど、困難な問題を抱える女性の早期把握に努めます。

(3) 居場所の提供

- 民間団体と協働し、定期的に相談会を実施し、安心して自分の気持ちや悩みを話し交流することができる居場所の提供に取り組みます。

(4) 一時保護

- 市町や警察等と連携して、県男女共同参画相談センターにおいて、一時保護を行います。

- DV被害者については、市町、警察、関係機関等の協力のもと、避難場所の提供や県男女共同参画相談センターまでの同行支援など、被害者の緊急時における安全確保に取り組みます。
- DV被害者や同伴家族の状況に応じて、適切な一時保護ができるよう、多様なケースに応じた一時保護委託先の確保に努めます。

(5) 被害回復支援

- 県男女共同参画相談センターにおいて、心理的アセスメントに基づいた適切な相談支援を行う等、困難な問題を抱える女性の被害回復に向けた支援を行います。
- 必要に応じて、医師の診察や臨床心理士等によるカウンセリングなど医療機関と連携した支援に努めます。

(6) 同伴児童等への支援

- 県男女共同参画相談センターに一時保護中の女性に同伴する就学中の子どもに対して学習支援を実施するとともに、乳幼児に対してはプレイルーム等を整備し、保育支援を実施します。
- 心理的ケアが必要な同伴児童等に対して、児童相談所と連携して専門職員による支援や臨床心理士等によるカウンセリングを実施します。
- 県男女共同参画相談センターに「児童虐待防止コーディネーター」を配置し、DV被害者に同伴する子どもの心のケアの充実に努めます。

(7) 自立支援

- 地域で自立して生活できるよう、市町や関係機関等と連携し、被害者の状況等に応じて、医学的・心理的支援、生活支援、就労支援、居住支援等を実施します。
- 民間団体と協働し、一時保護の後、心のケアや自立に向けた準備をするためステップハウス事業を実施します。

(8) アフターケア

- 県男女共同参画相談センターを退所した女性が孤独・孤立の状況に陥らないよう、専門職員によるアフターケアを実施します。
- 県男女共同参画相談センターを退所したDV被害者が充実した社会生活を送れるよう、退所者による自助グループの活動を支援します。

【参考】 困難な問題を抱える女性への支援に関連する県の施策

<p>DV対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」に基づく、相談、保護、自立支援に至る各段階にわたる、被害者の状況や地域の状況に応じた切れ目のない支援 ○ 関係機関と連携した避難措置、住所を知られないようにするための援助措置、防犯機器等の貸出しなどによる保護対策 ○ DV加害者に対する、口頭指導やあらゆる法令を適用した検挙措置
<p>性犯罪・性暴力対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性暴力被害者への24時間365日の運用体制による「やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお」での相談対応 ○ 性暴力被害者への、被害直後からの、各種医療支援やカウンセリング、法律相談の実施 ○ 性犯罪被害者への事情聴取等への女性警察官の配置、心理カウンセラーによるカウンセリング
<p>ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント等への対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ストーカー行為、売買春、人身取引の根絶に向け、啓発活動や取締りの強化 ○ 山口県被害者支援連絡協議会等との連携 ○ ストーカー被害者に対する、防犯機器を貸出すなどの援助措置や定期連絡 ○ ストーカー行為者に対する、口頭指導やあらゆる法令を適用した検挙措置 ○ ストーカーの被害者にも行為者にもならないための、学校・職場等での防犯講習の実施 ○ 学校、職場等のあらゆる場における各種ハラスメントを防止するため、関係機関・団体と連携し、関係法令の啓発活動や相談体制の充実
<p>ひとり親家庭に対する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山口県母子・父子福祉センターでの各種相談対応 ○ 生活指導及び生業の指導を行う等ひとり親家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与 ○ 母子家庭等就業・自立支援センターを山口県母子・父子福祉センター内に設置し、就業相談、就業情報の提供、就業あっせんなど一貫した就業支援サービスの提供や、ひとり親家庭に対する子育てや生活面での支援 ○ 養育費の確保のための弁護士による法律相談の実施や、養育費等に関する専門知識を有する相談員による相談や情報提供

若年女性等、様々な困難を抱えた女性に対する支援	○ 民間団体の持つ豊富な知見やノウハウを活用した、SNSやメール相談、アウトリーチ支援、居場所の提供等、女性に寄り添ったきめ細かな支援の実施
-------------------------	--

3 支援の体制

(1) 山口県男女共同参画相談センター

(女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター)

- 県男女共同参画相談センターに、女性相談支援センター及び配偶者暴力相談支援センターを設置し、男女共同参画相談員兼女性相談支援員を配置します。
- 男女共同参画相談員兼女性相談支援員は、性別による差別的取扱いやその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する相談をはじめ、夫婦や家庭の問題、配偶者や交際相手等からの暴力、ストーカー被害、一時保護に関することなど、支援を必要とする者の相談に対応します。
- 県男女共同参画相談センターは、困難な問題を抱える女性の支援に関する中核的機関として、専門的・広域的に、関係機関と連携・調整して、相談対応に当たるとともに、市町等に対し、相談業務に関する助言や情報提供等の支援を行います。

(2) 女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設

- 女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設に、自立支援員、看護師、心理職、アフターケア支援員、嘱託医等を配置し、困難な問題を抱える女性の一時保護を行うとともに、自立に向けた支援を行います。

(3) 市町との連携体制

- 困難な問題を抱える女性が迷わず相談できるよう、地域住民にとって最も身近である市町に対して、相談窓口の周知徹底や、関係部署と連携した相談体制の整備などを働きかけます。
- 市町において、配偶者暴力相談支援センターの設置、女性相談支援員の配置、協議会の設置等が図られるよう情報提供等を行います。
- 市町、警察、関係機関等の協力のもと、避難場所の提供や県男女共同参画相談センターまでの同行支援など、被害者の緊急時における安全確保に取り組みます。(再掲)
- 市町や警察等と連携して、県男女共同参画相談センターにおいて、一時保護を行います。(再掲)
- 被害者や同伴する家族の状況に応じた適切な一時保護や自立に向けた支援の実施について、市町、警察、関係機関・団体等と連携して取り組みます。

(4) 警察との連携体制

- 市町、警察、関係機関等の協力のもと、避難場所の提供や県男女共同参画相談センターまでの同行支援など、被害者の緊急時における安全確保に取り組みます。(再掲)

- 市町や警察等と連携して、県男女共同参画相談センターにおいて、一時保護を行います。(再掲)
- 被害者や同伴する家族の状況に応じた適切な一時保護や自立に向けた支援の実施について、市町、警察、関係機関・団体等と連携して取り組みます。(再掲)
- 性犯罪・性暴力被害者の希望に応じて、県が保管する証拠物を警察に提出します。

(5) 民間団体との連携体制

- 民間団体の持つ豊富な知見やノウハウを活用して、SNS やメール相談、アウトリーチ支援、居場所の提供、ステップハウス等、女性に寄り添ったきめ細かな支援に協働して取り組みます。
- 地域においてDV被害者の保護など困難な問題を抱える女性の支援活動を行っている民間団体の活動を促進するため、団体と連携・協力した事業の実施や団体に対する支援を推進します。
- 困難な問題を抱える女性を支援するための支援調整会議において、民間団体との相互連携を図ります。

(6) 関係機関との連携体制

- 福祉、保健医療、子育て、住まい、教育など、関係機関と相互の連携を強化し、困難な問題を抱える女性への相談対応や保護、自立支援等を効果的に行います。
- 市町が設置する要保護児童対策地域協議会への参画を進め、子どもがいるDV家庭に関する情報や支援方法を共有するなど、市町や児童相談所とのさらなる連携を図ります。
- 人権擁護機関や、県・市町の社会福祉協議会、民間支援団体など、困難な問題を抱える女性からの相談に携わる関係機関・団体等と連携して、相談等の対応を行います。
- 学校において、被害に遭った児童生徒から相談があった場合は、養護教諭や担任、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどが連携して援助していくとともに、警察や児童相談所等の関係機関と連携して対応します。

(7) 支援調整会議

- 困難な問題を抱える女性に早期に円滑かつ適切な支援を行うため支援調整会議を設置します。
- 個別ケースの支援方針の検討にあたっては、必要に応じて、医師や弁護士等の専門家の助言が得られるようにします。

4 教育・啓発等の推進

(1) 教育・啓発の推進

- 若年層に対して、交際相手や配偶者からの暴力の問題について考える機会を提供し、学校や関係機関と連携しながら予防・啓発活動を推進します。
- 学校と連携し、児童生徒・教員への啓発や相談窓口の周知を通じ、子どもや若年層の相談支援につなげます。
- 一人で悩まず気軽に相談できるよう、各種広報媒体等を通じて相談窓口のさらなる周知に取り組むとともに、相談窓口につながる全国共通短縮番号「#8008(はれれば)」(DV)や、「#8891(はやくワンストップ)」(性暴力)、「#8103(ハートさん)」(性犯罪)の周知に努めます。
- 家庭、学校、職場、地域社会において、個人の尊厳と男女平等の意識の醸成を図るとともに、男女が共に社会の対等な構成員として社会参画できるよう、教育や学習機会の充実に努めます。
- 人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さない県民意識を醸成するため、教育や啓発活動に努めます。
- インターネットに潜む危険について伝え、コミュニティサイトやSNS等を通じた暴力被害の当事者にならないための啓発や、児童生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を行います。
- 学校では、児童生徒が「性犯罪・性暴力に対して適切な行動がとれる力」を身に付けることができるよう、道徳などの各教科や、学級活動、HR活動等を通して未然防止教育に努めます。
- 子ども・女性に対する暴力や、性の商品化に対応するため、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童ポルノ法)」、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」の周知を行うとともに、「山口県青少年健全育成条例」に基づく青少年の健全育成に努めます。

(2) 人材育成・研修、調査研究等の推進

- 相談に的確に対応できる体制の整備を図るとともに、県、市町、関係機関・団体等の相談業務に携わる職員を対象とした研修等を実施し、職員の専門性の向上や二次的被害の防止、個人情報保護の徹底等を図ります。
- 市町等の相談窓口職員に対して、相談業務に対する助言や情報提供等を行うとともに、市町からの求めに応じ、男女共同参画相談センターの職員や女性相談支援員をアドバイザーとして派遣し、困難ケースなどに対する助言・指導や研修等の支援を行います。
- 本県の男女共同参画に関する県民意識調査や男女間における暴力に関する調査を定期的実施し、広く情報提供を行います。
- 国における調査研究の把握や、市町、関係機関、民間団体等における取組状況等の

情報収集を行います。

第4章 計画の推進

1 推進体制

支援調整会議を設置し、困難女性が適切な支援を受けられる体制を整備するとともに、市町や関係機関及び民間団体等との緊密な連携・協働により計画を推進します。

2 進行管理

(1) 目標指標

項目	現状値		目標値	目標年度
女性相談支援員を設置している市町数	10市	R5	19市町	R10
県男女共同参画相談センターの認知度	23.9%	R1	増加させる	R10
やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」の認知度	6.7%	R1	増加させる	R10
DVと認識される行為「どんな場合でも暴力にあたると思う人の割合」				
平手で打つ	64.3%	R1	増加させる	R10
なぐるふりをして、おどす	55.6%	R1	増加させる	R10
いやがっているのに性的な行為を強要する。	78.4%	R1	増加させる	R10
大声でどなる	52.1%	R1	増加させる	R10
DV被害について、どこ（だれ）にも相談していない割合	54.2%	R1	減少させる	R10
性暴力被害について、どこ（だれ）にも相談していない割合	56.1%	R1	減少させる	R10
「子ども食堂」箇所数	165箇所	R4	200箇所	R8

(2) 取組状況の公表

毎年度、山口県男女共同参画推進条例に基づき作成する男女共同参画白書において、取組状況を公表します。